

ワンストップ特例について

この制度は、確定申告をする必要のない給与所得者の方などが「ふるさと納税」された場合に、申請書を提出することで確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる制度です。

制度を利用できる方は、以下の2つの要件に該当する方のみです。

1. 給与所得のみの方などで、確定申告を行う必要がない方 ※
2. 1年間(1月から12月)に行うふるさと納税の寄附先が5団体以下の方

※ 給与所得のみの方でも、医療費控除などの各種控除、株式などの所得を申告する方は対象外となります。
確定申告が行われた場合は、ワンストップ特例制度の申請はなかったものとみなされます。

申請には ...

- ① マイナンバーが確認できる書類
- ② 本人確認ができる書類

それぞれのコピーが必要です。

寄附金控除について

寄附金のうち2,000円を超える部分の金額が税額控除
もしくは所得控除の対象となります。(控除額には上限があります。)

寄附金の総額

自己負担額 2,000円	控除額		
	① 所得税控除額	住民税控除額	
		② 基本控除	③ 特例控除

- ① 所得税控除額 = 所得税からの控除 = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 「所得税の税率」
- ② 住民税控除額 (基本分) = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 10%
- ③ 住民税控除額 (特例分) = (ふるさと納税額 - 2,000円) × (100% - 10% (基本分) - 所得税の税率)

※ 寄附金控除の詳細につきましては、お住いの住民税担当課までお問い合わせください。